

令和5年度
横浜市新型コロナウイルス感染症
流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金

申請マニュアル

(令和5年度費用版)

令和6年3月 作成

**横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
高齢施設課・介護事業指導課**

(改正点赤字、10月改正緑字、3月改正青字)

1. 事業の概要

新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的に、サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費を助成します。

2. 補助対象事業所

横浜市内に所在する介護サービス事業所(施設・在宅系)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で、次のいずれかに該当する事業所

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は**感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。5月7日までに生じた費用は、濃厚接触者と読み替える。以下同じ。)**に対応した介護サービス事業所・施設等

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等**(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)**
- ② **感染者と接触があった者**に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)
- ④ 施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(上記 **(1)①除く**)

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

※ 本事業における感染者の定義は、次のとおり(厚生労働省による)。

感染者：PCR検査のほか抗原検査(いずれも自主検査含む)の結果、陽性と判定された者

3. 対象経費

※ 令和5年度(令和6年3月31日)までに発生した補助対象経費の考え方は次のとおり。

① 令和6年3月勤務の割増賃金・手当の支払いが令和6年4月以降のもの

⇒令和5年度経費として対象

② 令和6年3月発注の衛生用品

感染発生：令和6年3月まで、発注：令和6年3月まで ⇒令和5年度経費として対象

※ 感染発生：令和6年3月まで、発注：令和6年4月以降 ⇒補助対象外

- ③ 消毒・清掃費、感染性廃棄物の処理費等（消毒・清掃費、感染性廃棄物の処理費は、1日又は、1回等の契約のもの）

⇒実施日基準（計画書等から実施日を判断）。分けられないものは年度ごと按分し、令和5年度分のみ対象

- ④ 令和6年3月～4月にまたがる委託契約等（消毒・清掃費、人材募集の広告費、派遣会社からの人材派遣に係る経費等）で、契約で日割り・月割り等の取り決めがないもの
⇒年度ごと按分し、令和5年度分のみ対象とする。

※ 感染者や**感染者と接触があった者**が発生した日以降に、コロナ対応でかかった経費等が補助対象となります。

※ 事業所・施設内でコロナウイルス感染症発症日（又は症状発症日）より前に注文等した物品や委託等は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

※ 衛生用品の購入費用等について、感染者又は**感染者と接触があった者**の発生時等において在庫の不足が見込まれ購入した不足分について対象となります。陽性者が発生したが、在庫で対応でき、その後も不足が見込まれない場合は、補助の対象外です。（国Q A51～53）

※ 必ず要綱別表1で対象の可否を確認ください。

（1）コロナの陽性者等が発生した事業所でかかった経費

- ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当、（コロナ手当・危険手当）の支給（さかのぼってコロナ手当・危険手当を支給した場合も対象になります）、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費

※危険手当について、10/1以降は補助上限が1人あたり1日4,000円（1月あたりの限度額は2万円）となります。（9/30までは、限度額の基準はなし）（R5国Q A36）

※ 休業による自宅待機期間の賃金及び職員本人が感染・感染者と接触があった者となった場合に利用する宿泊費は補助対象外です。

- ② 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

- ③ 感染性廃棄物の処理費用

- ④ 在庫の不足が見込まれる衛生用品（マスク、手袋等）の購入費用

※ 施設、事業所等においては業務継続計画の策定及び衛生用品の備蓄が求められています。

※ 空気清浄機、体温計、パルスオキシメーター、問仕切り等は、対象外です。

（2）通所系サービスが訪問によりサービス提供した場合の費用

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等用のタブレットリース費用（通信費除く）

（3）一定の要件に該当する自費検査費用（施設系のみ）（要綱別添1参照）

※ **行政検査の対象として扱われる場合は対象外**です。

※ 自費検査の費用については、**行政検査として扱われる場合は対象外**となります。自費検査の費用については、別添1の要件を満たさなければ対象になりません。（国Q A59～64等）

(4) 施設内療養に係る費用

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、施設内療養者一人あたり 15 万円まで補助(要綱別添 2-1 参照)

また、事業所・施設が緊急事態措置等を実施すべき区域とされており（詳細な要件は要綱別添 2 参照）、かつ小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者が同一日に 5 人以上いることの要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助）。

<令和 5 年 10 月以降>

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、施設内療養者一人あたり 7 万 5 千円まで補助

また、事業所・施設が緊急事態措置等を実施すべき区域とされており（詳細な要件は要綱別添 2 参照）、かつ小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者が同一日に 4 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者が同一日に 10 人以上いることの要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 5 千円を追加補助する（一人あたり最大 7 万 5 千円を追加補助）。

(5) コロナの陽性者等が発生した事業所を支援した事業所でかかった経費

- ・ 感染が発生した事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保費用
- ・ 感染が発生した事業所等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

4. 補助額

※サービス類型毎の基準額（上限額）の枠内で申請可能（10/10 補助、自己負担なし）

○入所施設系・居住系基準額（1 定員あたり）

サービス種別	2.補助対象事業所(1)	2.補助対象事業所(2)	2.補助対象事業所(3)
介護老人福祉施設	38,000 円	—	19,000 円
地域密着型介護老人福祉施設	40,000 円	—	20,000 円
介護老人保健施設	38,000 円	—	19,000 円
介護医療院	48,000 円	—	24,000 円
介護療養型医療施設	43,000 円	—	21,000 円
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）	37,000 円	—	19,000 円

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）	35,000 円	—	18,000 円
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27,000 円		13,000 円

○居宅サービス基準額（1 事業所あたり）

サービス種別		2.補助対象事業所(1)	2.補助対象事業所(2)	2.補助対象事業所(3)
通所介護事業所	通常規模型	537,000 円	537,000 円	268,000 円
	大規模型（Ⅰ）	684,000 円	684,000 円	342,000 円
	大規模型（Ⅱ）	889,000 円	889,000 円	445,000 円
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564,000 円	564,000 円	282,000 円
	大規模型（Ⅰ）	710,000 円	710,000 円	355,000 円
	大規模型（Ⅱ）	1,133,000 円	1,133,000 円	567,000 円
訪問介護事業所		320,000 円	—	160,000 円
訪問入浴介護事業所		339,000 円	—	169,000 円
訪問看護事業所		311,000 円	—	156,000 円
訪問リハビリテーション事業所		137,000 円	—	68,000 円
居宅介護支援事業所		148,000 円	—	74,000 円
福祉用具貸与事業所		—	—	282,000 円
居宅療養管理指導事業所		33,000 円	—	16,000 円

○地域密着型サービス基準額(1 事業所あたり 認知症対応型共同生活介護については 1 定員あたり)

サービス種別	2.補助対象事業所(1)	2.補助対象事業所(2)	2.補助対象事業所(3)
地域密着型通所介護事業所 （療養通所介護事業所を含む）	231,000 円	231,000 円	115,000 円
認知症対応型通所介護事業所	226,000 円	226,000 円	113,000 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508,000 円	—	254,000 円
夜間対応型訪問介護事業所	204,000 円	—	102,000 円
小規模多機能型居宅介護事業所	475,000 円	—	237,000 円
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638,000 円	—	319,000 円
認知症対応型共同生活介護	36,000 円	—	18,000 円

5. 対象期間

令和5年4月1日以降に発生した経費が対象となります。

6. 申請スケジュール

- ・第1回 交付申請書 提出〆 8月31日(木) ⇒締め切りました。

【対象】

「令和5年度に生じた費用」※5年度分としての受付です。

- ・第2回 交付申請書 提出〆 介護事業指導課分：10月31日(火)
高齢施設課分：11月10日(金)

【対象】

「令和5年度に生じた費用」
※5年度分としての受付です。

- ・第3回 交付申請書 提出〆 介護事業指導課分：1月19日(金)
高齢施設課分：1月19日(金)

【対象】

「令和5年度に生じた費用」※5年度分としての受付です。

- ・第4回 交付申請書 提出〆 介護事業指導課分：4月15日(月)
高齢施設課分：4月15日(月)

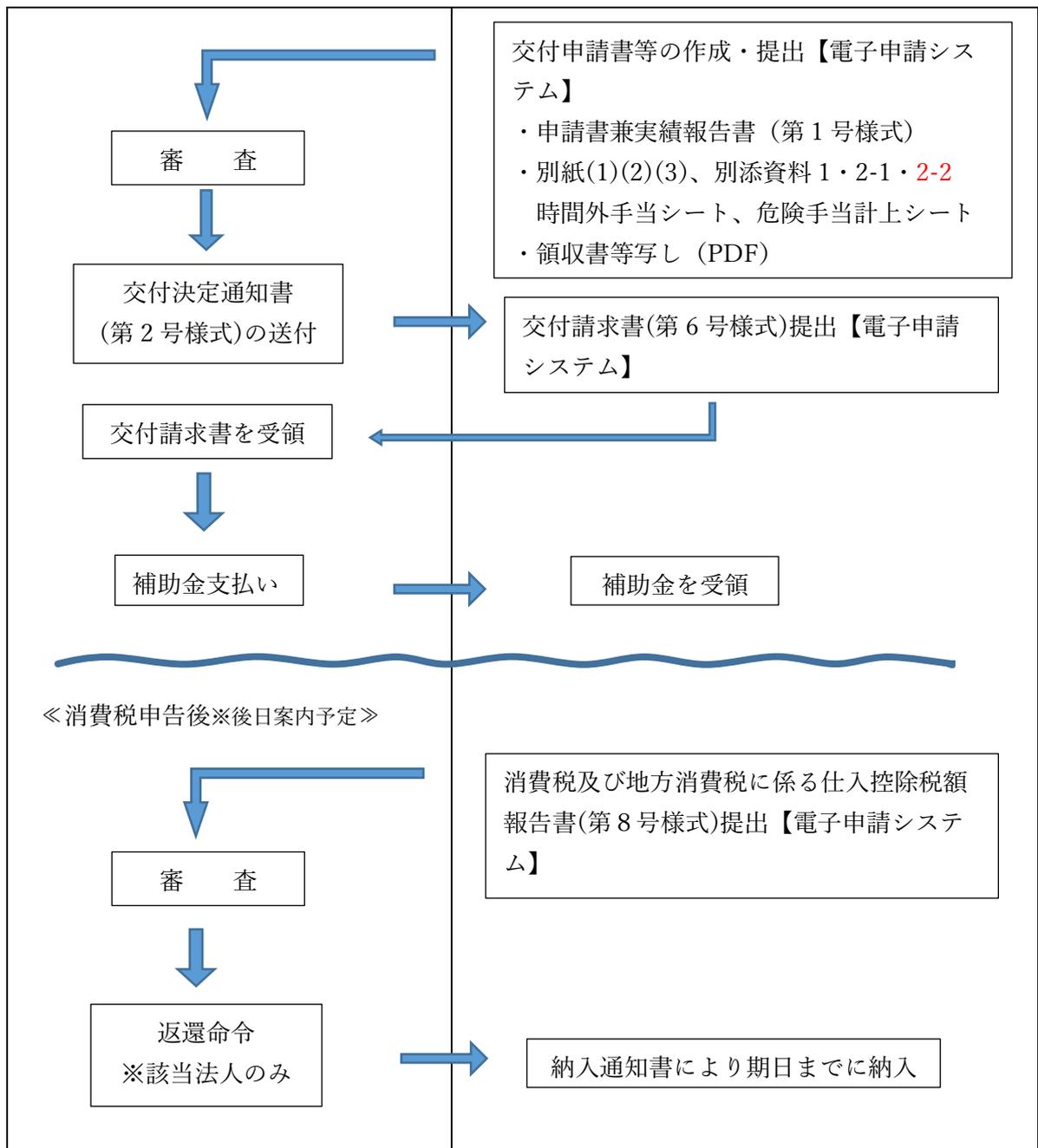
【対象】

「令和5年度に生じた費用」※5年度分としての受付です。

7. 申請の流れ

電子申請システムで申請を受け付けます。

横浜市	申請法人（施設・事業者）
-----	--------------



8. 提出資料、提出方法

電子申請システムで申請を受け付けます。

様式に一部修正がありましたので、必ず新しい様式を使用してください。

補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を提出してください。

※ 様式はHPからダウンロードしてください。

(1) 交付申請する時 **【電子申請システムで提出】**

①チェックシート（サービス提供体制確保事業補助金申請）**【必須】**

②横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）**【必須】**

※ 消費税抜きの金額で申請ください。

③以下の第1号様式別紙 **【必須】**

（別紙1）申請額算出内訳、（別紙2）事業所・施設別個表、（別紙3）精算内訳・費目詳細

④補助対象経費にかかる支出を証する書類等の写し（PDF）**【必須】**

※本マニュアル末尾「【要確認】支出を証する書類等の添付方法についてのお願い」参照
・根拠資料を添付する場合、次の3パターンのいずれかとなります（人件費以外）。

1 領収書のみ（品目名が全部記載されているもの）

2 請求書又は納品書（品目名が全部記載されているもの）、領収書（品目名の記載がないもの）

3 請求書又は納品書（品目名が全部記載されているもの）、振込明細（領収書の代わりとして）

※振込明細について、振込（引落）予約資料のみは不可。振込（引落）完了がわかる資料を添付してください。又は、振込（引落）予約資料+引き落とし金額の記載された通帳の写し+口座名義人のページの写しでも可（ネットバンキングの該当ページでも可）

・人件費の根拠資料は、賃金台帳に加え、下記⑧記載の時間外手当計上シート、危険手当計上シート

⑤（別添資料1）自費検査費用の補助に係るチェックリスト

※ 要綱別表1ア「一定の要件に該当する自費検査費用」に該当する場合

⑥（別添資料2-1）感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

※ 要綱別表1ア「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」に該当する場合

⑦（訪問サービスを実施した通所系サービス事業所の場合）訪問サービスを実施したことが確認できる書類の写し

（例：介護記録、支援経過記録、業務日誌、サービス提供記録等）

⑧ 時間外手当、危険手当を請求する場合は、次の書類

時間外手当計上シート、危険手当計上シート

(2) 交付請求する時 **【電子申請システムで提出】**

⑥横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付請求書（第6号様式）

※ 同一施設、事業所等において複数回の感染事案が発生した場合などは、補助上限額の範囲内であれば、複数回の交付申請が可能です。

9. お問い合わせ ※お問い合わせは、電子申請システムでお願いします。

(1) 特養・老健・有料・養護・軽費等入所施設

横浜市健康福祉局 高齢施設課 確保事業担当

<電子申請システム>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/940d2e8b-8cba-497c-9bf9-afcb6adc5de4/start>

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階

(2) 訪問系・通所系事業所、認知症グループホーム等

横浜市健康福祉局 介護事業指導課 確保事業担当

<電子申請システム>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/65cd6b78-4400-44dd-93f1-ec300eeaf617/start>

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階

改定履歴

- ・令和5年4月27日
- ・令和5年8月1日
- ・令和5年10月6日
- ・令和6年3月14日

支出を証する書類等の添付方法についてのお願い

領収等の添付の際には、次の注意事項をお守りくださるようご協力お願いいたします。

1 領収書・賃金台帳等、実績額が確認できる書類の写し（「領収書等」という）を添付してください。領収書等には、①、②…と附番してください。

2 領収書だけでは、購入物品等の内容がわからない場合(例えば、「お品代」としか記載がない。)には、納品書や請求書等を合わせて添付してください。

3 領収書に助成対象物品が複数記載されている場合や対象外の物品が含まれている場合などは、必ず助成対象物品にマーカー等するとともに、別紙3 精算内訳・費目詳細の「品目名等」に一致するよう個々の品目等に個別に番号を記載ください。

賃金台帳を添付する際にも、該当部分に必ずマーカー等してください。

4 支出を証する書類として、振込画面のコピーや通帳の写し等でも可ですが、「振込完了」のものとしてください。

5 助成対象物品の金額と領収(振込)金額に差がある場合(対象外のものも含めて支払っている場合など)は、その説明を別紙3 精算内訳・費目詳細の「備考欄」に記載し、その差額を証する資料(請求書等)も添付ください。

6 割増賃金(時間外勤務手当・超過勤務手当等)を対象経費とする場合にあっては、賃金台帳等の余白に対象外となる割増賃金額(新型コロナウイルスの発生、流行がなくても生じる額)を記載し、対象経費の金額がかかり増し費用であることを明確にしてください。

7 帰宅困難職員の宿泊費の請求をする場合の領収書に「宿泊者名」、「宿泊日」が記載されていない場合は、領収書等の余白にその旨補記ください。

8 施設内療養を行った高齢者施設等に該当する場合には、領収書等の提出は要しませんが、申請時に添付した別添資料2-1の記載内容を証明する資料を適切に保管してください。